

条例公示第 6 号

別院の再編成に関する条例を次のように公示する。

2025 年 6 月 27 日

宗務総長	木	越	渉
参 務	古	賀	堅 志
参 務	長	峯	顕 教
参 務	佐々木		高
参 務	轡	田	普 善
参 務	山	田	孝 彦

別院の再編成に関する条例

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、別院の再編成に必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 別院の再編成は、宗務審議会「別院の将来構想に関する委員会」の答申に基づき、各別院が置かれている現況及び編入される教区の構造的な環境変化等を見据え、別院の解散、合併又は新たな位置づけ等、それぞれの別院の将来展望に立った改革を行うことを目的とする。

(機関の設置)

第 3 条 前条の目的を達成するため、宗務所に別院の再編成に関する委員会（以下「委員会」という。）を、教区に別院再編成協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第 2 章 別院の再編成に関する委員会

(業務)

第 4 条 委員会の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 再編成の原案の作成に関する事項

- (2) 再編成の原案の提示及び説明に関する事項
 - (3) 協議会への助言指導に関する事項
 - (4) 別院再編成案についての宗務総長への報告に関する事項
 - (5) その他必要な事項
- (組織)

第5条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員会の委員は、学識経験のある者の中から宗務総長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を統理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第7条 委員会は、宗務総長の同意を得て、委員長が招集する。

(議事及び議決)

第8条 委員会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報告)

第9条 委員会は、議事の結果を宗務総長に文書をもって報告しなければならない。

(内局員等の会議への出席)

第 10 条 宗務総長及び参務は、何時でも会議に出席して発言することができる。

2 宗務総長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。

(参考人)

第 11 条 委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

第 3 章 別院再編成協議会

(設置)

第 12 条 教務所長は、委員会から再編成の原案が提示されたときは、協議会を設置しなければならない。

(業務)

第 13 条 協議会の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 再編成の原案に基づく再編成計画の作成に関する事項
- (2) 協議会の経過及び結果の教区内への報告並びに意見聴取に関する事項
- (3) 委員会との連絡及び報告に関する事項
- (4) その他必要な事項

(組織)

第 14 条 協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 教区会議長及び教区会副議長
- (2) 教区門徒会長及び教区門徒会副会長
- (3) 当該別院の輪番
- (4) 当該別院の責任役員
- (5) 教務所長が委嘱した委員 若干人

2 前項第 1 号から第 4 号までによる委員の任期は、それぞれ当該役職の在

職中とする。ただし、当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。

3 第1項第5号による委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第15条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を統理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第16条 協議会は、教務所長の同意を得て、会長が招集する。

(議事及び議決)

第17条 協議会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報告)

第18条 協議会は、議事の結果を委員会に文書をもって報告しなければならない。

(宗務役員の会議への出席)

第19条 教務所長は、何時でも会議に出席して発言することができる。

2 教務所長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。

(参考人の会議への出席)

第20条 会長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明

及び意見を聞くことができる。

(事務)

第 2 1 条 協議会の事務は、教務所が行う。

第 4 章 別院の再編成に関する手続き

(別院再編成の原案)

第 2 2 条 別院の再編成は、委員会が作成する別院再編成の原案に基づいてこれを行う。

(再編成計画の作成及び提示)

第 2 3 条 協議会は、別院再編成の原案に基づいて再編成計画を作成し、当該別院に提示するものとする。

(別院の議決)

第 2 4 条 輪番は、前条により再編成計画の提示がなされたときは、院議会に付議し、議決を得なければならない。

(教区会及び教区門徒会の議決)

第 2 5 条 教務所長は、前条により議決がなされたときは、教区会及び教区門徒会に付議し、議決を得なければならない。

(報告)

第 2 6 条 協議会は、前 2 条における議決が得られたときは、委員会に文書をもって報告しなければならない。

(別院再編成案)

第 2 7 条 委員会は、前条に定める報告を受けたときは、別院再編成案として、これを宗務総長に報告しなければならない。

(宗会の議決)

第 2 8 条 宗務総長は、前条に定める報告があったときは、別院再編成案について宗会の議決を得なければならない。

2 宗務総長は、前項の議決が得られたときは、告示するものとする。

（協議会の解散）

第 2 9 条 協議会は、当該再編成が完了した時点で解散するものとする。

第 5 章 補足

（事務）

第 3 0 条 委員会に関する事務は、組織部が行う。

附 則

この条例は、2 0 2 5 年 7 月 1 日から施行する。